

○国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項

平成30年1月18日

学長裁定

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の妊娠、育児、介護・看病等期(以下「ライフイベント期」という。)の研究者に対し、研究支援員(以下「支援員」という。)を配置することにより、研究活動を補助し、研究者のキャリア継続・形成を支援することを目的とする。

(名称)

第2 この要項において、支援する事業は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度(以下「研究支援員制度」という。)と称する。

(対象)

第3 研究支援員制度に申請できる研究者(以下「対象研究者」という。)は、本学の研究者で、次の各号のいずれかの事由により十分な研究時間を確保できない者とする。ただし、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業中にある者を除く。

- (1) 本人又は配偶者(届け出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が妊娠中の者
- (2) 中学3年生までの子を養育している者
- (3) 要支援又は要介護の認定を受けている家族の介護をしている者
- (4) 病気(難病、重病、障害など)の家族の看護をしている者
- (5) その他前各号に準ずるライフイベント期における事情がある者

(支援内容)

第4 支援内容は、対象研究者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務に限るものとする。

2 配置する支援員は、対象研究者の管理下で、原則として学内において研究補助業務を行うものとし、支援員自身の研究を行ってはいけないこととする。

(申請手続き)

第5 対象研究者で、研究支援員制度の利用を希望する者は、所定の期日までに別に定める申請書類等を本学男女共同参画推進室(以下「室」という。)に提出するものとする。

(利用者の決定)

第6 第5の申請があった場合は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度利用者決定に関する申合せ(令和元年10月24日男女共同参画推進室決定)に基づき、室で審議のうえ、研究支援員制度を利用できる研究者(以下「利用者」という。)を決定する。

(支援の取消し)

第7 室長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、室の議を経て、支援を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって採択されたとき。
- (2) 本学の規則等に違反し、利用者としての適格を欠くに至ったとき。

(支援員の採用等)

第8 支援員の身分は、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成16年規則第45号。以下「非常勤職員就業規則」という。)の適用を受ける非常勤職員とする。

- 2 支援員の採用手続き等は、非常勤職員就業規則を準用する。
- 3 支援員は、本学に在学し、利用者が推薦する学部学生(第4の職務遂行が可能と判断された者に限る。以下同じ。)及び大学院学生並びに大学院課程修了者(常勤的な職に就いている者を除く。)とする。
- 4 前項のほか、室長が支援員として修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む。)及び博士課程(博士後期課程を含む。)の学生と同等と認めた場合は、利用者が推薦する学部卒業者(常勤的な職に就いている者を除く。)が支援員となることができる。

(配置期間・時間)

第9 支援員の配置期間は、前期5か月以内(5月～9月)、後期6か月以内(10月～3月)とする。

- 2 支援員の配置時間は、学部学生及び大学院学生にあつては1日7時間以内、週当たり23時間以内(ただし、1日の勤務時間が5時間以内である場合は25時間)とし、学部卒業者及び大学院課程修了者にあつては1日7時間以内、週当たり18時間以内で、各期120時間を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支援員が本学で雇用(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、チューター、学習アドバイザー等)されている場合は、それらの勤務時間の合計時間が、学部学生及び大学院生にあつては週23時間(ただし、1日の勤務時間が5時間以内である場合は25時間)以内、学部卒業者及び大学院課程修了者にあつては、週18時間以内とする。ただし、学生の修学に支障がでないよう配慮するものとする。

(給与)

第10 支援員の給与は、時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。なお、時間給については、予算の範囲内において調整することができる。

- (1) 学部学生(1年次生～4年次生)については、900円とする。
- (2) 学部学生(5年次生～6年次生)、大学院生、学部卒業者及び大学院課程修了者については、1,100円とする。

(配置状況報告)

第11 利用者は、配置する支援員の勤務状況を適宜把握し、月末に出勤簿を、各期支援終了後に成果報告書を総務部人事課に提出することによって、配置状況を報告するものとする。

(事務)

第12 研究支援員制度に関する事務は、総務部人事課男女共同参画企画係において処理する。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、研究支援員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。

2 国立大学法人鹿児島大学研究支援員に関する取扱要項(平成23年4月21日学長裁定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年10月24日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年6月1日から実施する。